

少年院における処遇と出院時の困難

—教科指導に着目して—

大江 將貴

1 問題設定

本稿の目的は、法務教官によって報告された事例と法務教官へのインタビューをもとに、少年院における処遇と出院時の困難を明らかにすることである。本稿では、少年院における処遇のうち、教科指導¹⁾に着目して検討を行う。

近年、非行少年の学びの継続に対する関心が高まっている。2017年に策定された「再犯防止推進計画」では、重点課題の1つとして「学校等と連携した修学支援の実施等」が示されている²⁾。具体的施策の例として、矯正施設内における高等学校卒業程度認定試験（以下、高卒認定試験と表記）の実施、少年院における教科指導の充実、少年院出院後の修学に向けた相談支援・情報提供、少年院在院中の高等学校等の受験に係る調整などが挙げられている。

ここで重点施策の1つにも挙げられている矯正施設における高卒認定試験の受験者数の推移を確認する（図1）。高卒認定試験の受験は2007年度から導入されており、導入以後の受験者はおおよそ増加傾向にある。

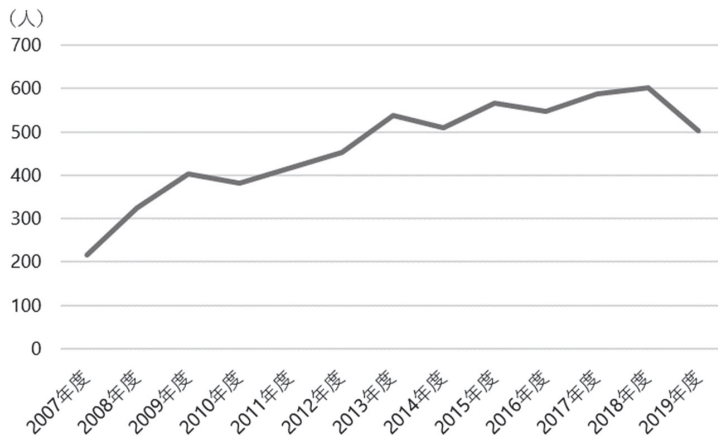


図1 高卒認定試験受験者の推移

平成20年版から令和2年版までの『犯罪白書』より筆者作成

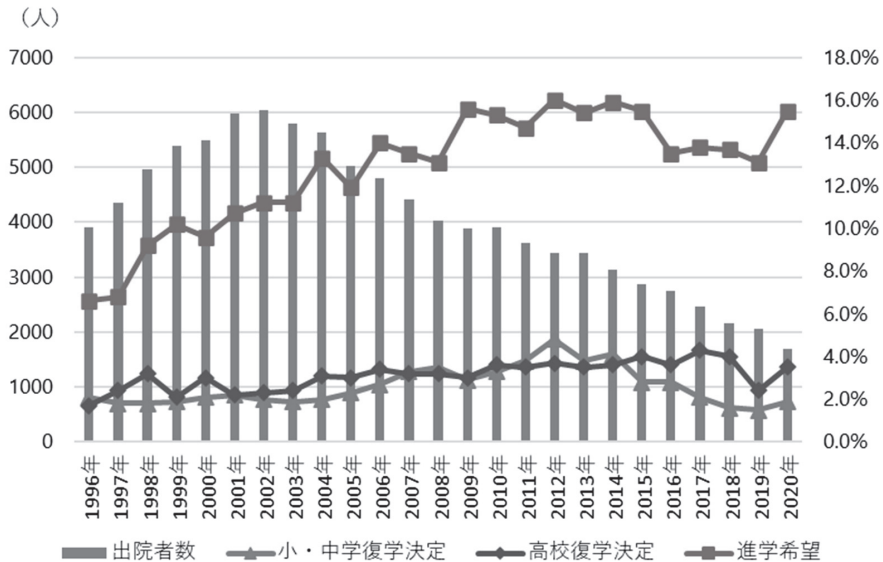


図2 少年院出院者数と修学に関する進路状況

各年の「少年矯正統計」をもとに筆者作成

図2は、少年院出院者数と出院者の修学に関する進路状況³⁾の割合を示したものである⁴⁾。出院者数は2002年以降、減少傾向が続いている。2020年では出院者1698名のうち、小・中学校復学決定が約1.9%、高校復学決定が約3.5%、進学希望が約15.5%という状況である⁵⁾。小・中学校復学決定と高校復学決定には大きな変化は見られないが、進学希望の割合は増加傾向にある。

これらの数値をもって結論付けることは早計であるが、少年院在院者が、少年院内で教育を受けることや、出院後に修学を継続することへの期待を高めている可能性がある。しかし、少年内で修学に関わる処遇がどのようになされているのかは、十分に明らかにされていない状況にある。したがって本稿では、少年院で行われている教科指導がどのように実践されているのかを処遇に伴う困難とともに明らかにしていく。

2 先行研究の検討

2.1 教育と非行発生

教育歴は非行の発生に影響を与えるものとして注目され、研究の蓄積がなされてきた。たとえば麦島・松本(1967)は、1942年生まれの少年を対象として、出身中学校の記録と警察に保管されている資料にもとづき、非行発生と少年の教育歴との関連を明らかにしている。それによれば、教育歴が中学校までの少年は、高校に進学した者や大学に進学した者と比べて、非行発生率が高くなっている。この他にも非行発生と教育歴の関連は繰り返し指摘されてきた(松本1967; 松本1984; 麦島1983; 麦島・松本1973など)。なお教育歴と非行の関係は、近年改めて検証されている(岡邊2013)が、「学歴階層の低位に置かれた少年たちが、そうでない少年

たちよりも非行へと参入しやすい」(岡邊 2013: 95-96) 状況に変わらないことが指摘されている。

他方、日本においては学校不適応も非行発生の要因として指摘されている(原田 1991; 岡邊 2013 など)。少年院入院者に対して質問紙調査を行った作田(2020)は、少年院入院者の学校生活に関して分析を行っている。その結果によれば、非行少年の学校生活は、友人関係や教師関係による影響を受けているとされている。特に、学校生活への無関心につながるものとして、学校内での孤独感を指摘している。

2.2 少年院教育

少年院で行われる矯正教育には、犯罪非行の統制と犯罪者・非行者の再社会化という二重の機能がある(松本 1974)。矯正教育は、生活指導、職業指導、教科指導、体育指導、特別活動指導の5つの分野から構成される(法務省法務総合研究所 2020)。なかでも少年院では、生活指導に重点を置いた指導がなされている(広田 2012: 24)。広田・平井(2012)は、矯正教育の特徴を学校教育との比較で論じている。そこでは、3点の指摘がなされている。すなわち、第一に、少年院は教育的諸活動のスタートや進行が個人によって異なることである。第二に、学校教育が学級を単位とした編成である一方、少年院では集団のメンバーが固定されないため、職員と少年との関係が教育的な活動の中心となっていることである。第三に、学校教育は教科の時間を中心に知識伝達を行うが、矯正教育は各少年が、それぞれの個人史・生活史と向き合い、自分の性格や人生観を含めた「生き方」のレベルで問い直しが求められることである。

これまでの少年院研究に関しては、主に少年院内における少年の変容に焦点が当てられてきたといえる(広田ほか編 2012 など)。たとえば仲野(2012)は、教官と少年の面接場面に着目し、少年と教官との共同による「語り直し」によって、少年が「望ましい」変容へと方向付けられていく様子を描いている。作田(2021)では、少年院で少年が進級するにつれて、法務教官と少年との関係は、上下関係から相談しやすい相手へと変化することを、少年院入院者への質問紙調査から論じている。

一方で、都島(2021)は、少年院から「早く出る」という目標を達成するために、少年たちは自己の変容を「偽装」する場面があることを描いている。さらに、法務教官も「早く出る」よう少年に促し、少年を少年院の教育環境へ埋め込んでいく役割を果たしているという。

少年院内での具体的な指導場面を検討したものとしては、先述した仲野(2012)のほかに、広田ほか(2012)や都島(2021)がある。たとえば広田ほか(2012)では、職業指導の一環として行われている SST (Social Skills Training) の場面に着目し分析を行っている。

このように、少年院内部で生じる変容に関する研究の蓄積がなされている。一方で、教科指導については、これまで注目されることは少なかったといえる⁶⁾。

3 事例の収集とインタビュー調査の概要

3.1 事例の収集

本稿で分析の対象とする事例⁷⁾について述べる。本稿では、法務教官が報告した事例を取り上げる。事例は、論文記事を対象として矯正図書館 OPAC を用いて収集した。本稿の関心は、少

年院入院から少年院内の処遇を経て出院するまでのプロセスにあるため、それらのプロセスが記載されたケースを分析対象として抽出した。対象となったのは、4 報告 5 事例である（表 1）。事例における少年は、いずれも男子少年である。なお記載があるものに限られるが、少年の学年はすべて中学 2 年生である。

分析対象となる事例は、2005 年から 2011 年にかけて報告されたものである。しかしながら、少年院法が 2014 年に改正されており、現在、少年院で行われている処遇は当時から変化している可能性もある。そこで次に述べるように、法務教官へのインタビュー調査もあわせて実施した。

表 1 事例の概要

事例	年（出典）	学年	性別	本件非行
1	2005年（村口ほか）	中学2年	男子	恐喝・傷害
2	2008年（松田）	記載なし	男子	傷害
3	2011年（徳永ほか）	中学2年	男子	窃盗
4	2011年（山田ほか）	中学2年	男子	占有物離脱横領
5	2011年（山田ほか）	中学2年	男子	傷害

3.2 インタビュー調査の概要

本研究では、法務教官へのインタビュー調査を行った⁸⁾。研究協力者は、西日本に存在する X 少年院で法務教官として勤務する A 教官⁹⁾である。A 教官の法務教官歴は約 30 年である。調査は半構造化インタビューの形式で、約 60 分実施した。インタビューは、事前に X 少年院長や A 教官の許可を得て録音した。その後、逐語録を作成した。

インタビューでは、「どのような目標をもって、少年たちの教科指導や修学支援を行っているか」、「教科指導や修学支援を行う上で、どのようなことを大切にしているか」、「教科指導や修学支援を行う上で、どのような困難に直面してきたか」などの点について聞き取りを行った。本稿では、中学生を対象とした教科指導に関する語りを検討する。

先述したように矯正教育は、生活指導、職業指導、教科指導、体育指導、特別活動指導の 5 つの分野から構成される。X 少年院内では、生活指導として日記指導や個別面接などが行われている。このほかにも、職業指導や義務教育段階における少年に対する教科指導が行われている。X 少年院でも高卒認定試験の受験が可能になっており、受験希望者に向けての対策講座が行われている。

4 少年院における処遇と出院に伴う困難

4.1 少年院入院以前の少年たちの様子

本節では、少年院に入院したときの少年の様子について記述された内容を検討する。特に、少年の学校経験を中心に検討する。まず事例において、どのように記述されているかを確認する。

事例 5：小学校時から怠学傾向が認められ、年齢相応の基礎学力が身に付いていない。（山田ほか 2011: 96）

事例 1：学校生活においても疎外感、孤独感を強め、教師の指導を無視、反抗し、やりたい放題の生活の中で本件以外にも他生徒への暴行ほか迷惑行為を頻発させた（村口ほか 2005: 147）

上記の 2 つの事例では、少年たちは怠学傾向があったり、教師に反抗したりするなど、学校生活に対して無関心な状態にあった様子が記述されている。なお事例 4 においても、「基礎学力の不足が顕著」（山田ほか 2011: 94）と少年は学業不振状態にあったことが記述されている。

それでは、少年院在院者の学校経験について教官はどのように認識しているのだろうか。A 教官は「学習する」ことに対しての積み上げが、少年たちはされてこなかったという。つまり、事例から示唆されたことと同様に、少年たちは学校生活に対して、前向きに取り組むことができていなかったものと考えられる。

A 教官：まずやっぱり学習をするという、あの、何ですか、普通私だったら小学校のときから宿題してとかやってきたんですけど、そういう、まず積み上げが全くない。で、あの、それに加えて、学校行ってないじゃないですか。

調査者：はい。

A 教官：学校行って、学校で座って先生の授業を受けていくという習慣がない。家で 1 人で自習をするという習慣がない。まあ、そもそも集中力がない。飽きっぽい。で、すぐ、あの、へこたれる。そのあたりじゃないですかね。

このように、学習することから離れた状態にある少年たちを指導する際に、教官はどのように関わっていくのだろうか。A 教官へのインタビューから、少年との関わりについて検討する。

A 教官：でもやっぱ、普通のその学校生活から外れたところにいるわけだから、じゃ、まず学校生活から外れた、で、家庭生活からも外れたその理由がそれぞれあって、それなりの理由ですけれども、じゃ、もう一度小学校 1 年生に入ったところからやり直していきましょうっていうような気持ちで、ここ（少年院）の生活をさせるっていうことを考えたら、じゃ、あの、座ります、発表するとき手挙げますとか、そういうところからだろうなというふうに。

A 教官は、少年院に入院する少年たちは、「学校生活から外れたところにいる」といい、「小学校 1 年生に入ったところからやり直していきましょうっていうような気持ちで」関わっていると語っている。すなわち、少年たちが学校や家庭から外れた背景を踏まえながら、少年たちの育ちに合わせた関わりを行い、「育て直し」（伊藤 2012）を実践しているものと考えられる。

4.2 教科指導の基盤としての生活指導

それでは、実際に少年院内ではどのように教科指導が実践されているのだろうか。この点については、報告事例の中には記載がないため、A 教官へのインタビューをもとに検討する。

少年院で教科指導をするにあたり、教官はどのようなことに重点を置いているのだろうか。

A 教官：どっちかっていったら、少年院の中では学力を上げるということよりは、あの、その、授業の中でしたら、ま、ちゃんと、あの、1 時間、決められた時間は座っておきましょうとか、あの、与えられた、出された宿題はやりましょうとか、それは外、外に出たときに、職場で、あの、工場に行って、この時間はここの工場で点検をする時間ですよであればやらなければいけない。それと一緒にだというふうに、将来に向かったときに、こういうことがここにつながっていくんだよっていうのを教えながら、あの、やっているの、学力を上げるというよりもそもそもところが、あの、結果として学力が上がればもちろんいいなというところかなと。これは私の個人的な考えだと。

A 教官は、「結果として学力が上がればもちろんいい」と述べ、教科指導では学力向上のみを意図していないことを語る¹⁰⁾。A 教官は、個人的な考えと留保したうえで、少年院内での教科指導の意義は、少年院出院後に、少年院内で行っていることが実際の社会とどのように関連しているのかを伝えると述べている。

A 教官：少年院だからじゃなくて、その、人として、あの、やるべきことをやりましょうっていうところです。あいさつするとか、人の話は目を見て聞きましょうとか、分かったら返事をしましょう、目上の人には丁寧な言葉でお話をしましょう。そういうことじゃないですか。もう、小学校で習ったようなことですね。少年院だからやることではなくて、人としてやっていくこと、そこだと思えます、重視しているのは。

また A 教官は指導にあたって、「人としてやっていく」ことを重視していると語る。この語りからは、A 教官は教科指導の基盤として、生活指導を重視しているということが示唆される。少年院では、教科の学習や職業指導についても、取り組み方や態度が特に重視されて評価される（伊藤 2012）と指摘されているが、生活指導を重視するという A 教官の語りからも同様のことが指摘できるだろう。

A 教官のインタビューからは、学校生活に対して不適応気味であった少年たちに対して、教科指導の時間を通じて働きかけを行っている。そして教官の認識としては、その働きかけは学校教育で行われるような知識の伝達を意図したものでは必ずしもなく、少年院で行われる「育て直し」の実践の一つであると解釈できる。

4.3 復学に伴う中学校との調整

義務教育段階にある少年は、少年院を出院後、中学校に復学することになる。少年が中学校

に復学するにあたって、少年院側は学校側と協議を重ねることになる。これらの過程において、どのような状況が生じており、法務教官たちはどのように対処しているのだろうか。まずは、これまでに報告された事例から確認する。

事例 5：被害者側からの抵抗が強いこと、保護者の指導監督が期待できないこと、同中学校に少年院仮退院者を復学させた実績がないこと等を踏まえ、中学校側が被害者と協議した上で決定することとなった。その結果、被害者側の抵抗を理由に中学校側が教育委員会に対して少年の復学に難色を示した。(中略) 中学校側は、少年が転校しない場合、在籍はさせるが登校はさせないという方針を示した(山田ほか 2011:96)

事例 5 では、在籍する中学校が少年の復学に対して難色を示したことが記述されている。その理由として、被害者からの抵抗があることや、保護者の指導監督が期待できないこと、これまでに少年院仮退院者の復学の事例がないことが挙げられている。そして、少年が転校しない場合は、中学校に在籍はさせるが、登校はさせないという方針が示されたことが記述されている。

他方で、仮に中学校に復学することができた場合であっても、その後の学校生活が問題なく送れるとは限らない。

事例 3：「学校に行かなければならない」という意識はあるが、実際に登校すると居場所がないと感じることが多い。教室にいると他の少年と雑談になり、授業の妨げとなることから、先生に出ていくよう言われ、時に口論になってしまうことがある。それを避けるため授業中は別室で待機するよう言われている。(徳永ほか 2011:44)

事例 4：仮退院後、在籍中学校に復学したものの、違反制服、調髪で教室に入れず、保護者も何ら少年の問題行動に対策を講じないまま中学校や保護司任せとし、結果として放任した。少年自身も不良仲間に対する依存心が払拭できず、不良交友を再開し、実父の体罰を恐れて再び無断外泊を繰り返すようになった。その結果、仮退院から3か月足らずで少年院送致となった。(山田ほか 2011:95)

事例 3、事例 4 はともに在籍していた中学校に戻ることができたが、事例 3 では教師とトラブルを起こし、別室待機になっている。事例 4 も、校則違反で教室に入室することができなかったことが記述されている。このように少年を中学校に復学させる場合、学校側には問題行動の再発などの不安があることがうかがえる。

次に、A 教官の語りを検討する。A 教官は、少年を学校へ戻すときに「一番難しい」といい、学校側から「帰ってこないでほしい」と、少年の復学に難色を示された経験があることを語っている。

A 教官：学校でいい子だったわけではないので、学校としては戻ってきてほしくないわけで

すよ。で、あの、冬休み明けてからで、帰ってくるのは冬休み明けてからでいい、それまで帰ってこないでほしいなんていうところをおっしゃられるところも、まあ、普通にあるので。そういうところと、こっちはまあ、国の施設で、私たちも法律に基づいてやっているので、学校がそう言うから、じゃ、冬休みまで置いときますとかいうのはできるかって、そういうわけでもないの。うん。

A 教官は、少年院に入院している少年たちは「学校でいい子だったわけではない」といい学校側としては「戻ってきてほしくない」と語る。つまり、少年が少年院に入院した時点で、学校でも問題行動を起こしている可能性が高く、学校に戻ってきたとしても再び問題行動が起きないとも限らないため、事例でも示されたように、学校側は復学に難色を示すものと考えられる。

A 教官：うん。できない中で、あの、まあ、(少年院は) 規則もかっちりしているし、まず外出かけないんで、その中でできるようになったということについては(学校の)先生たちも分かる、分かってくれます。すごいな、成長したな。でも、じゃ、それが、そういうの全部はじゃない、(少年院の規則から) 外れた中に戻ってくる。で、自分たちの学校の生徒たちは受験勉強真っ只中、もうやっている。そのときに、本当にこの子が戻ってきて、ちゃんと一緒に同じように受験勉強に入っていけるのか、この1年間学校いなかったのに。それをご心配される先生方も、もう、当たり前だと思うので、先生方の気持ちは分かる。(中略) だから、早いうちから学校の先生とは、あの、面会であつたりとか、いろんな形で連絡を取ったり、取り合いながら、ここ(少年院)での職員との関係もつくっていかなきゃいけないなど、お互いに情報交換できるようになる状況じゃないと難しいだろうなどは思います。

A 教官は、教員側の不安を理解できるとしたうえで、出院以前の関係づくりをできる環境の必要性を語っている。

このように、少年が学校に戻る際には、学校側が難色を示すなど、困難が生じている様子が見えがえる。他方で、学校が少年を必ずしも拒絶していないことがA教官のインタビューから見えがえる。

調査者：あの、学校の先生は、割とこう、来られますか、少年院には。

A 教官：学校によりますけどね。本当によく来られて、あの、勉強の面倒まで、あの、見られる先生もいますし、今はここじゃないんですけど、昔々の話やったら、あの、学校の先生が面会のときに、あの、プリントとか持ってきて、その面会時間が授業時間みたいなような感じにする先生もいらっしやいました。いろんな先生がいらっしやいますけど。ま、来られますよ、学校は。

調査者：そうですか。

A 教官：放置してるみたいなどころはないと思います。

事例とインタビューからは、少年が実際に中学校へ復学するにあたって、学校側の理解を得ることが困難な場合があることがうかがえる。それは、インタビューでも語られたように、学校側の「戻ってこないでほしい」という意見にも現れているだろう。しかしながら、少年を必ずしも拒絶しているわけではない。学校側としては、復学した際に周囲の友人などに与える影響などを考慮すると、少年の復学を積極的には肯定しづらいジレンマに置かれていることが推察される。

4.4 家庭との調整

少年が中学校に復学するにあたっては、帰住先である家庭との調整も必要になる。なぜなら「令和2年版犯罪白書」によれば、2019年の少年院出院者のうち、男子の約78%、女子の約73%は、家族が出院時の引受人になっているからである。このことを踏まえるならば、中学校に復学するにあたり、家庭との調整は不可欠であるといえる。また復学する場合、少年院と家庭のみではなく、学校と家庭との調整も必要になるが、事例では家庭と学校との調整に困難を伴う様子が示されている。

事例4：少年の父親が学校側に非協力的・攻撃的で、今後の少年の指導に不安があるといった理由で少年の復学に消極的であった（山田ほか 2011: 95）

事例1：学校側の保護者に対する不信感は相当に根強く、また、保護観察所との連絡も十分に取れていない状況にあった。（村口ほか 2005: 147）

事例2：保護者と学校側の溝は深く、保護者は少年をかばう一方で、公然と学校批判を繰り返してきた（松田 2008: 114）

3つの事例からは、家庭が学校側に非協力的であったり、家庭に対する学校側の不信感があつたりするなど、学校と家庭との対立が大きい様子を確認できる。当然ながら、非協力的な家族ばかりではない指摘することもできるだろう。しかしながら、5事例のうち3つの事例で、家族との調整の困難さが記述されていることは、注目に値する。また、A教官も中学校への復学にあたって、家庭の存在の重要性を述べている。

A教官：ああ、おっきいと思いますよ。結構ね、あの、学校行くってなったら、授業はそのままだし。うん。親がやっぱやらないと進まないことがたくさんあるので、家族はおっきいですね。で、学校の先生も家族と接していかなければいけないじゃないですか。ここ（少年院）はいつでもどこまで入れるわけではないので。保護者の方が学校の先生、こう、「学校の先生なんて」っていうような保護者の方やったら、そういうふうになっていかないんで、学校、保護者、少年院、まず3つのところがうまく連動しなかったら。

少年の復学に当たっては、学校、家庭、少年院の連動性が必要であると A 教官は述べている。そして、家庭が「やらないと進まないことがたくさんある」と語るように、少年の中学校復学に、家庭の持つ影響力は大きいことがうかがえる。

5 まとめと考察

本稿では、法務教官がこれまでに報告した事例と法務教官へのインタビュー調査をもとに、少年院における処遇と出院時の困難を明らかにすることであった。本稿で明らかになったことは、以下の4点である。

第1に、少年院に入院した少年たちは、作田(2020)で指摘されていたように、学校生活への意欲が低いことが明らかになった。このような学校体験を持つ少年たちに、法務教官は少年たちの背景を理解したうえで処遇を実践していた。

第2に、少年院で行われる教科指導は、教科指導固有の目標やねらいを持ちつつ、生活指導を基盤としながら実践されていることが明らかになった。この背景として考えられることは、少年院では非行性の除去が優先される内容であるということである。

第3に、少年が中学校に復学しようとする際に、少年院と学校側との調整で困難が生じうる場合があることが明らかになった。

第4に、少年が復学を行う場合、学校と同様に家庭との調整が必要であり、家庭との調整においても困難が生じ得ることが明らかになった。

以下では、主に3点目と4点目について考察していく。

まず、3点目に関する考察である。少年が中学校に復学するに当たって、学校側に不安があることは、法務教官のインタビューの中でも語られたように、当然のことではある。この負担の解消のために必要なことは、インタビューの中でも語られていたように、相互の情報交換を綿密にしていくことであろう。他方で、丁寧な情報交換を行おうとすればするほど、法務教官、教員双方の負担増加につながる可能性がある。負担を軽減する方法の1つとして、他の専門職との連携が挙げられる。現在、すべての少年院というわけではないものの、社会福祉士が配置されている。社会福祉士は、出院後の住居の確保、就労等の調整支援などを行っている(北川・長尾 2021: 210)。復学の場合では、家庭や復学先の学校との調整を社会福祉士が担うことで、法務教官の負担が軽減する可能性がある。他方、学校にもスクールソーシャルワーカーの配置が進められている。スクールソーシャルワーカーが、学校と家庭との調整や問題行動への対応を行うことで教員の負担を軽減させる可能性を持っている¹⁾。

次に4点目に関する考察を行う。本稿の事例では、少年への中学校復学に際して、家庭との調整が困難な状況が生じ得ることが明らかとなった。このような家庭の環境が必ずしも安定しているとはいえない状況にある場合は、山田ほか(2011)が述べているように、他の機関との連携を含めた多角的な家族支援体制を検討していく必要がある。

他方で藤間(2011: 81)が指摘するように、非行少年の「再社会化にあたって家族が担いきれない機能を社会の側が代替する」ことも検討する必要があるだろう。このような機能を有する機関として考えられるのが、更生保護施設であろう。安定した居住環境を提供するという意味

では、更生保護施設は、家庭の有効な代替機関として機能する可能性がある。しかし、全国に103施設ある更生保護施設の中で、少年のみを対象とするのは2施設のみであり（2021年8月1日現在、全国更生保護法人連盟 web ページ）、少年の受け皿は少ない。また、更生保護施設に在籍すること自体が、少年へのスティグマを知覚させることにつながる可能性もあることに留意する必要があるだろう。

最後に今後の課題を述べる。本稿では、法務教官によって報告された事例と法務教官へのインタビューをもとに中学校への復学事例を検討してきたが、少年院による修学支援の実態の一部を明らかにしたに過ぎない。たとえば、少年院出院者の中には出院後に、少年院在籍時には取得できなかった高卒認定試験科目を受験する少年もいるが、彼ら／彼女らの実態は、本稿では触れることができていない。また学校側が抱えるジレンマについては、データ上の限界もあり十分に検討できていない。そのため、今後は少年院内に限定されない多様なアクターに対する調査に基づいた分析を行う必要がある。

注

- 1) 本稿における教科指導は、中学生に対して行われる義務教育指導を対象としたものである。
- 2) この他にも2019年には法務省が「保護観察・少年院送致となった生徒の復学・進学等に向けた支援について」、文部科学省が「『再犯防止推進計画』を受けた児童生徒に係る取組の充実について」をそれぞれ公表している。
- 3) 2009年以降、中学復学決定は「小・中学校復学決定」として公表されている。それまでは、中学校のみの数値である。2016年以降は、復学決定先に小・中学校、高校に加え、短大・大学、専修学校の2つが新たに追加された。そして、進学決定の項目も追加された。ただし、進学先の学校種については不明である。2016年から2020年にかけての短大・大学復学決定、専修学校復学決定、進学決定の人数は、次の通りである。短大・大学が2016年から1人、2人、10人、9人、7人、同様に専修学校が6人、1人、3人、2人、3人、進学決定が14人、19人、18人、22人、10人である。いずれも出院者に占める割合としては、1%以下である。
- 4) 少年矯正統計によれば、2020年における男子の少年院入院者は1487名である。このうち、出院時に中学校復学の対象となるであろう13歳は2名、14歳は35名であり、新規入院者の約2.5%にあたり（2019年も同様の割合である）、図2の中学復学決定割合とおおむね一致する。
- 5) その他の進路としては、就職決定が約37.8%、就職希望が約38.5%、その他、未定が約0.1%である。なお、各人数を出院者数で割り、その値を小数第3位で四捨五入して、割合を算出しているため、合計が100%にはならない。
- 6) 森田（1981）は、少年院の教科指導における教育課程について検討しているが、実際の指導場面に基づいた分析がなされているわけではない。
- 7) 報告された事例は、法務教官個人としての報告ではなく、少年院としての報告という意味合いを持つものとされる。
- 8) 個人情報の特定を避けるため、少年院の詳細などについては記載していない。
- 9) 現在A教官は教科指導の授業を担当していないが、X少年院内で教科指導に関わる事務的な取りまとめを担当している。
- 10) これは教科指導の内容を重視していないということを意味するものではない。X少年院長は、教科指導自体にも目標やねらいがあり、その力を育むことも目指していると語っている。
- 11) 連携する機関が増えることで、かえって連携が困難になる可能性も考えられる。

謝辞

お忙しい中、調査にご協力いただいた X 少年院の院長先生と A 教官に心より感謝申し上げます。また本稿は、公益財団法人日工組社会安全研究財団 2019 年度若手研究助成を受けて行った研究成果の一部です。

引用文献

- 原田豊, 1991, 「1970 年生まれコホートの非行経歴——2 学校不適應の影響に関するイベント・ヒストリー分析」『科学警察研究所報告 防犯少年編』32(1): 38-52.
- 広田照幸, 2012, 「日本における少年院の教育手法」広田照幸・古賀正義・伊藤茂樹編『現代日本の少年院教育——質的調査を通して』名古屋大学出版会, 17-41.
- 広田照幸・平井秀幸, 2012, 「少年院処遇に期待するもの——教育学の立場から」広田照幸・古賀正義・伊藤茂樹編『現代日本の少年院教育——質的調査を通して』名古屋大学出版会, 42-61.
- 広田照幸・古賀正義・伊藤茂樹編, 2012, 『現代日本の少年院教育——質的調査を通して』名古屋大学出版会.
- 広田照幸・古賀正義・村山拓・齋藤智哉, 2012, 「指導過程の構造——集団指導と個別指導の関係に着目して」広田照幸・古賀正義・伊藤茂樹編『現代日本の少年院教育——質的調査を通して』名古屋大学出版会, 214-240.
- 法務省矯正局・保護局, 2019, 「保護観察・少年院送致となった生徒の復学・進学等に向けた支援について」.
- 法務省法務総合研究所, 2020, 『令和 2 年版犯罪白書——薬物犯罪』.
- 伊藤茂樹, 2012, 「少年院における矯正教育の構造」広田照幸・古賀正義・伊藤茂樹編『現代日本の少年院教育——質的調査を通して』名古屋大学出版会, 64-99.
- 北川裕美子・長尾貴志, 2021, 「少年院における福祉的支援——実践現場からはどう見えているのか」少年の社会復帰に関する研究会編『社会のなかの「少年院」——排除された子どもたちを再び迎えるために』作品社, 203-225.
- 松田高明, 2008, 「置賜学院における就学支援としての復学調整について」『日本矯正教育学会大会発表論文集』44: 113-114.
- 松本良夫, 1967, 「教育歴の分化と非行発生——1942 年コホートの追跡的研究」『教育社会学研究』22: 111-125.
- , 1974, 「矯正教育について」『東京学芸大学紀要第 1 部門』25: 121-133.
- , 1984, 『図説非行問題の社会学』光生館.
- 文部科学省, 2019, 「『再犯防止推進計画』を受けた児童生徒に係る取組の充実について」.
- 森田祥一, 1981, 「教科に関する指導」朝倉京一・佐藤司・佐藤晴夫・森下忠・八木國之編『日本の矯正と保護 第 2 巻 少年編』有斐閣, 187-199.
- 麦島文夫, 1983, 「女子の非行化のコホート研究——1. 教育歴, 家庭状況との関係」『科学警察研究所報告 防犯少年編』24(1): 91-98.

- 麦島文夫・松本良夫，1967，「1942年生れ少年における非行発生の追跡的研究（第2報）——非行発生と少年の出身階層および教育歴との関連」『科学警察研究所報告 防犯少年編』8(2): 9-15.
- ，1973，「出身階層，教育上の進路と非行発生——2つのコーホートの分析」『科学警察研究所報告 防犯少年編』14(1): 55-63.
- 村口征司・立花明光・三木豪，2005，「保護観察調整指導の一環としての復学調整」『日本矯正教育学会大会発表論文集』41: 146-149.
- 仲野由佳理，2012，「少年の『変容』と語り——語りの資源とプロットの変化に着目して」広田照幸・古賀正義・伊藤茂樹編『現代日本の少年院教育——質的調査を通して』名古屋大学出版会，108-138.
- 岡邊健，2013，『現代日本の少年非行——その発生態様と関連要因に関する実証的研究』現代人文社.
- 作田誠一郎，2020，「非行少年の教師観と学校生活に関する実証的考察」『社会学部論集』71: 15-33.
- ，2021，「少年院における非行少年と法務教官の関係性と変容——アンケート調査の分析から」『社会学部論集』72: 1-19.
- 徳永慶志・高巢倫郎・山本訓央・戸塚智史，2011，「復学調整の事例について」『四国矯正』65: 39-45.
- 藤間公太，2011，「『非行と家族』研究の展開と課題——背後仮説の検討を通じて」『慶應義塾大学大学院社会学研究科紀要』72: 71-87.
- 都島梨紗，2021，『非行からの「立ち直り」とは何か——少年院教育と非行経験者の語りから』晃洋書房.
- 山田高志・星野亮毅・畑和輝，2011，「最近の中学校への復学調整事例から見た関係機関の連携の在り方について」『日本矯正教育学会大会発表論文集』47: 94-97.
- 全国更生保護法人連盟，2021，「更生保護施設の概況」更生保護ネットワークホームページ，（2021年8月29日取得，<https://www.kouseihogo-net.jp/hogohoujin/institution.html>）.

（教育文化学コース 博士後期課程3回生）

（受稿2021年8月31日、改稿2021年11月8日、受理2021年12月3日）

少年院における処遇と出院時の困難

—教科指導に着目して—

大江 將貴

本稿の目的は、法務教官による報告事例と法務教官へのインタビューをもとに、少年院における処遇と出院時の困難を明らかにすることである。本稿では、少年院内における処遇のうち教科指導に着目する。本稿で明らかになったことは以下の4点である。第1に、少年院に入院した少年たちは、学校生活への意欲が低いことが明らかになった。このような学校体験を持つ少年たちに、法務教官は少年たちの背景を理解したうえでの関わりを実践していた。第2に、少年院で行われる教科指導は、学力向上を必ずしも意図したものではないことが明らかになった。第3に、少年が中学校に復学しようとする際に、少年院と学校側との調整で困難が生じうる場合があることが明らかになった。第4に、少年が復学を行う場合、学校と同様に家庭との調整が必要であり、家庭との調整においても困難が生じ得ることが明らかになった。

Treatment in Juvenile Training Schools and Difficulties upon Release: Focusing on Teaching Subjects

OE Masataka

This paper seeks to clarify the treatment in juvenile training schools and the difficulties encountered at the time of release, based on cases reported by legal instructors. The paper focuses on academic instruction in the juvenile training schools. There were four key conclusions. First, juveniles admitted to juvenile training school were found to have poor motivation toward for school life. For juveniles with negative prior experiences of schooling, the legal instructors' practices were guided by their understanding of the juveniles' backgrounds. Second, it was apparent that the instruction provided in juvenile training schools was not necessarily intended to improve academic performance. Third, it became clear that when a juvenile tries to return to junior high school, difficulties can arise in coordinating between the two institutions. Finally, when a juvenile returns to school, it is necessary to coordinate with both the school and the family as difficulties may arise in coordinating with the latter.

キーワード：矯正教育、犯罪・非行からの離脱、非行少年

Keywords: Correctional education, Desistance from crime and delinquency, Juvenile delinquents